

質問事項に対する回答

「熊本県新野球場(仮称)整備移転候補地等に関する提案募集要項」に係る質問がありましたので、次のとおり回答します。

No.	頁	質問部分	質問事項	回答事項	掲載日
1	3	6(2) 移転候補地の条件 6(3) 市町村の負担等の条件	<p>【県有地を移転候補地として提案することの可否について】</p> <p>募集要項に掲げられた「駅近・街中」等の立地要件に照らし、本市にて精査いたしましたところ、御代志地区は熊本市中心部および主要拠点からのアクセシビリティが極めて高く、集客面において多大な優位性を備えていると認識しております。しかしながら、令和11年度の整備開始という限られた期間内に、2万人規模の収容を可能とする広大な用地を、民有地または市有地として新規に確保・集約することは、本市の現況において極めて困難な状況にございます。こうした背景から、立地上の優位性と事業スケジュールの確実な履行を両立し得る「県有地(カントリーパーク等)」の活用こそが、本事業を完遂する上で最も適した選択であると判断いたしました。</p> <p>つきましては、要項の「土地を市町村が自ら負担で確保すること」とありますが、以下の点についてご教示ください。</p> <p>1. 県有地を、本事業の移転候補地として市が提案することは、要項の「土地を市町村が自ら負担で確保すること」の要件を満たすと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>・「土地を市町村が自らの負担で確保すること」とは、土地の確保につき、市町村が自ら所有権や県の施設を設置できる権原を取得するなど、様々な取り組みを主体的に行って確保することであり、私有地に限らず、公有地においても、利活用できそうな土地があることだけではこの条件を満たすことにはなりません。</p> <p>・このことを勘案した上で、候補地を御提案ください。</p> <p>・なお、貴市が具体的に例示している県有地「熊本県農業公園(カントリーパーク)」は、熊本県の農業の振興及び発展を図るとともに、県民に憩いの場を提供することを目的に設置している行政財産です。現にその目的のために供用されている土地であり、現在、当該設置目的を廃止等する予定はなく、移転候補地としては適当ではありません。</p> <p>・また、他の県有地(九州沖縄農業研究センター)についても同様です。</p>	5/20
2	3,6	6(3) 独自の取組み等 10 審査基準 独自の取組み等	<p>【県有地活用時における市独自の周辺開発の自由度について】</p> <p>1. 候補地が県有地である場合、その敷地内または隣接する県有地において、本市が独自に民間事業者を公募し、飲食店等の収益施設を整備・運営(独自の取組み)することは認められますでしょうか。その際、土地の利用権限等について、県として柔軟に相談に応じてもらえるかご教示ください。</p>	<p>・市町村が確保された土地においては、質問にあるような施設の整備や運営を行うことは可能です。</p> <p>・ただし、候補地の提案にあっては、1を踏まえ、御検討ください。</p>	5/20

No.	頁	質問部分	質問事項	回答事項	掲載日
3	4	7(3) 用地確保の状況や完了見込み時期等	<p>【県有地における「既存機能」の移転責任について】</p> <p>1.九州沖縄農業研修センターをはじめとする当該県有地には、現在、高度な研究施設や多数の職員、国のプロジェクトに供される農地等が存置されております。要項7(3)に規定される「支障等を解決するための方策」に関連し、以下の点について確認させてください。</p> <p>対象が県有地であるか否かに関わらず、既存施設の「移転先の選定」「移転に伴う補償および建築費の負担」「国や関係団体との調整」といった諸課題については、すべて提案自治体である本市が主体となり、本市の責任と負担において解決策を提示すべきとの理解でよろしいでしょうか。換言すれば、「土地所有者が県であるため、既存施設の移転調整は県側で行う」という解釈は本公募のルール上認められず、本市側で実効性のある解決策を提示できない場合には、「用地確保の見込みなし」と判定されるとの認識で相違ないか、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>・お見込のとおりです。</p>	5/20
4	4	7(3) 用地確保の状況や完了見込み時期等	<p>2.熊本県農業公園(カントリーパーク)は、県が都市公園として告示・運用されている重要施設であると承知しております。本土地を野球場候補地として検討するにあたっては、既存の公園機能を維持・確保しつつ、研究エリアや牧草地等を含めた詳細な利用調査が必要であると認識しております。</p> <p>公法上の制限解除や行政機能の調整に関し、県側が「提案市町村において解決策を提示すべき」との立場をとられる場合、実質的には市の権限を越える事項が含まれることとなります。つきましては、市側で具体的な解決策を提示し得ない事項がある場合、選定の要件を満たさないものとして、採択の対象外になるとの解釈で相違ないでしょうか。</p>	<p>・お見込のとおりです。</p> <p>・なお、熊本県農業公園(カントリーパーク)は、熊本県の農業の振興及び発展を図るとともに、県民に憩いの場を提供することを目的に設置している行政財産です。現にその目的のために供用されている土地であり、現在、当該設置目的を廃止等する予定はなく、移転候補地としては適当ではありません。</p> <p>・また、他の県有地(九州沖縄農業研究センター)についても同様です。</p>	5/20